

近代電力史の視点からみた地域資源（土地）の使用料に関する考察  
 Study on Usage fee of Land as Regional Resource  
 from the viewpoint of the History of Modern Electric Power

堀川 洋子

HORIKAWA Yoko

## 1. はじめに

水力発電は、流れ込み式・ダム式のいずれであっても、農山村地域における河川の流水と地形条件を利用して電力を得るのであるから、水や土地などの地域資源から利益を産み出す活動であると言ってよい。その視点に立つとき、水力発電事業において、資源を提供する地域は、生み出される利益の一部を受け取ることができたのか、あるいは、基本的にすべて外部（発電資本）の得るところになったのか。それは、大都市ないし東京への一極集中が進行する現代日本における地方と中央の関係を考える上で、きわめて重要な問題である<sup>1)</sup>。

本稿は、近代の富山県東山見村（現・砺波市）における外部資本による発電事業を例に、村の地域資源である土地を使用するにあたり、電力会社が村に対し発電から得た利益をどのように還元したかについて、地域誌などの文献分析によって考察する。また、得られた分析結果から、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」（令和元年8月22日閣議決定）を参考にして、今後の棚田地域振興について検討を行う。

## 2. 文献調査結果

### (1) 代替道路に対する寄付金

大正15年、庄川水力電気は、工事施工のため、富山県東山見村（現・砺波市）の村道8号線のうち200間（360m）を破損し、加えて橋一か所を撤去した。東山見村は、

村会の議会内委員会に破損道路の現地調査を付託し、その結果に基づいて庄川水力電気と協議を重ねたが、交渉は決裂した。昭和2年、村は「東山見村造営物の変更並に処分の件解決方依頼書」を富山県知事に提出し、その顛末を報告した<sup>2)</sup>。

村は庄川水力電気に対し、以下の3つの寄附を要求した。

①村道8号線の変更費として道路敷地426坪（約1400m<sup>2</sup>）分12000円を寄付する。（工事によって村外から多くの人が入り、悪疫が発生した場合の隔離病舎建築費、湯山文教場改築費を含む）、12000円の金額の根拠は、青島村が会社から300坪（約990m<sup>2</sup>）に対し9000円（30円/坪）の賃貸料を得ているので、426坪12000円（28円/坪）は妥当である。

②村道8号線の変更に伴い、会社の費用7000円で架橋を行う。

③廃道は会社へ売却し、その代金および橋の維持・修繕費としてさらに7000円を寄付する。

庄川水力電気は以上の寄付を了承し、両者は覚書を交わして交渉が妥結した。

### (2) 村税への貢献—家屋税・所得税附加税

東山見村では電源開発関係者の人口が増加したが、定住する訳ではないため、従来の戸数割による村税課税は難しかった。そこで、村は会社と協定して、人口の流入による影響が少ない家屋税附加税に替えることを検討した。昭和7年3月、村は、内

務大臣・大蔵大臣に対し「家屋税・所得税附加税賦課」の許可申請を行い、6月に認可された。会社には、「営業収益税附加税」、「所得税附加税」「家屋税附加税」「県税雑種税附加税」の4つが課税されることになった<sup>3)</sup>。

昭和7年度の庄川水力電気の全納税額は、5851円(村税総額の49%)であり、本格的に営業が開始される昭和8年度は7460円(同76%)が見込まれた。

### 3. 考察

(1) 我が国における水力発電の勃興期である明治期には、各発電事業者が、水源市町村に個別に接触し、寄付金を納入するなどした。中央政府は、市区町村との接触が水利権許可権者である県への申請前に行われているとして問題視し、事業者はまず始めに県に申し込ませるよう求める通達を出したが、その徹底は簡単ではなかった。これは、実際に発電所が建設される水源地市区町村が、国の通達では簡単に制御できない程、実質的に強い立場を有していたことを示している<sup>4)</sup>。

本稿の事例では、昭和初期になってもなお、土地の利用について、電力会社は村から一定の寄附を要求されており、市区町村が、実質的な“土地の使用料”を徴収できる強い力を持ち続けていたといえる。

(2) 令和元年、棚田地域振興法が交付・施行された。「棚田地域の振興に関する基本的な方針」(令和元年8月22日閣議決定)によると、棚田地域の指定申請の主体は、都道府県となる(法第7条第1項)。指定棚田地域振興協議会が市町村により組織され、指定棚田地域振興活動計画の作成主体となって、指定棚田地域の振興の中心的役割を担うことが期待されている。

“土地の使用料”の観点からみると、市区町村は、道の駅の設置、ふるさと納税の企画、定住人口の増加施策等による収入増

加の企画・推進者として位置付けられる。

(3) 一方、近代に施行された水利組合条例や水利組合法の現代的評価において、郡市町村が事業管理者となった場合、生産者と軋轢が生じる可能性があることが指摘されている<sup>5)</sup>。棚田地域振興においても、得られた利益が農業生産者や農業関係インフラ整備に適切に投資されるようなくみづくりに留意すべきことが指摘できる。

### 4. 結論

近代の電力事業では、地域外の資本家が事業を行い、得られた利益を“土地の使用料”として地域に利益配分した。現代になり、例えば棚田地域では、市区町村など地方自治体が地域事業を行う主体者となり、農産物等の販売所設置や税収増加等によって“土地の使用料”を直接得ることができるようになった。今後、得られた利益を、農業生産や棚田地域振興などを支援する通信インフラ整備等に還元するようなくみづくりも必要といえる。

### 謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP16K06529 (近代発電用ダムの成立条件としての「地域・都市」の利益調整に関する研究、研究代表者：堀川洋子)の助成を受けたものです。

### 参考文献

- 1) 堀川洋子, 佐藤政良, 石井敦 (2018): 地域資源の視点からみた水力発電の利潤配分, 農村計画学会誌, 37 (論文特集号), 168-175.
- 2) 庄川町史編さん委員会編集 (1975): 『庄川町史』. 庄川町, 富山, 475-476.
- 3) 前掲書 2), 477-478.
- 4) 堀川洋子, 佐藤政良, 石井敦 (2017): 明治期の鬼怒川における発電水利権の申請と許可の実態, 農村計画学会誌, 36 (論文特集号), 323-329.
- 5) 新沢嘉芽統 (1980): 序章 明治期から終戦まで (土地改良制度資料編纂委員会編集, 『土地改良制度資料集成 第1巻』), 全国土地改良事業団体連合会, 東京.